

群馬大学未来先端研究機構外部資金に関する申合せ

平成 28 年 3 月 1 日 制定

改正 平成 31 年 4 月 1 日

(趣 旨)

第 1 この申合せは、群馬大学未来先端研究機構規則第 13 条の規定に基づき、群馬大学未来先端研究機構（以下「機構」という。）における国立大学法人群馬大学受託研究取扱規程（以下「受託研究規程」という。）第 1 条に規定する委託を受けて業務として行う研究（以下「受託研究」という。）、国立大学法人群馬大学共同研究取扱規程（以下「共同研究規程」という。）第 2 条に規定する共同研究（以下「共同研究」という。）及び国立大学法人群馬大学寄附金事務取扱規程（以下「寄附金規程」という。）第 1 条に規定する寄附金（以下「寄附金」という。）の取扱いについて定める。

(準 用)

第 2 機構における受託研究の取扱いについては、受託研究規程を準用する。

- 2 機構における共同研究の取扱いについては、共同研究規程を準用する。
- 3 機構における寄附金の取扱いについては、寄附金規程を準用する。
- 4 機構における受託研究、共同研究及び寄附金の受入れについては、国立大学法人群馬大学外部資金受入審査取扱要領（以下「外部資金受入要領」という。）を準用する。この場合において、外部資金受入要領第 3 に規定する外部資金受入審査委員会の委員は、機構長が指名する者 3 人以上とするものとする。

(申合せの改廃)

第 3 この申合せの改廃は、群馬大学未来先端研究機構運営委員会の議を経て、機構長が行う。

附 則

この申合せは、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。